

ドローンを所有されている方へのお願いです



航空自衛隊長沼分屯基地の周辺では ドローンの飛行は禁止されています！

小型無人機等飛行禁止法により違反行為には罰則があります

飛行禁止エリア

- ・ 基地の「敷地等」の上空
- ・ 基地の敷地等の周囲
「おおむね1,000m」の上空

罰則の概要

- ・ 「敷地等」の上空飛行
1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
 - ・ 「敷地等」以外の飛行禁止エリアの上空飛行
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ※ 警察官等からの命令（ドローン等の退去等を命ずること）に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には
警察への事前通報等が必要です



飛行禁止の例外

- ①長沼分屯基地の管理者又はその同意を得た者による飛行禁止エリアの上空飛行
- ②土地の所有者・占有者又はその同意を得た者による当該土地の上空飛行
- ③国又は地方公共団体の業務を実施するために行う飛行禁止エリアの上空飛行

事前通報手続の
詳細

上記①～③の飛行禁止の
例外に当たる場合でも、
警察への事前通報（原則
として飛行開始の48時
間前）が必要です。



【空自長沼分屯基地の飛行禁止エリア】



栗山警察署

☎0123-72-0110